

県警からのお知らせ

～ 外国人を雇用する事業主の皆様へ ～

● 「不法就労助長罪」について

不法就労は法律で禁止されています。不法就労した外国人だけでなく、不法就労させた雇用主も処罰の対象になります。

「人手が足りない。」などの理由で、「短期間なら大丈夫だろう。」と安易に不法滞在者を雇った場合、**不法就労助長罪**として、3年以下の懲役、若しくは300万円以下の罰金、又はその両方を科せられることがあります。

外国人を雇用するときは、必ず在留カードの「**在留期間（満了日）**」欄や「**就労制限の有無**」欄等を確認し、適正雇用に努めてください。

日本国政府 GOVERNMENT OF JAPAN	在留カード RESIDENCE CARD	番号 AB12345678CD No.
氏名 TURNER ELIZABETH NAME		
生年月日 1985年12月31日 性別 女 F、国籍・領域 米国 DATE OF BIRTH Y M D SEX NATIONALITY/REGION		
住居地 東京都千代田区霞が関1丁目1番1号霞が関ハイソ202号 ADDRESS		
在留資格 留学 STATUS Student		
就労制限の有無 就労不可		
在留期間（満了日） 4年3月（2018年10月20日） PERIOD OF STAY (DATE OF EXPIRATION) Y M D		
許可の種類 在留期間更新許可（東京入国管理局長） 許可年月日 2014年06月10日 交付年月日 2014年06月10日		
このカードは 2018年10月20日まで有効です。 PERIOD OF VALIDITY OF THIS CARD		

必ず確認して
ください!!

就労資格はあるの？

在留期間は？



※ 不法滞在・不法就労外国人に関する情報があれば、些細なことでも情報提供をお願いします。

● 刃物の取扱等について

近年、県内では、外国人同士が酒の席（飲食店や自室）で口論となり、持っていた刃物で相手を刺してしまうという傷害事件や殺人未遂事件等が発生しています。

刃物を携帯することは、その目的や形状等により法律で禁止されており、このような事件を未然防止するために、護身用として刃物をポケットやバッグに入れて持ち歩かないように指導をお願いします。

